

年末の安全なまちづくり県民運動

運動期間 平成29年12月1日(金)～12月20日(水)



運動の重点

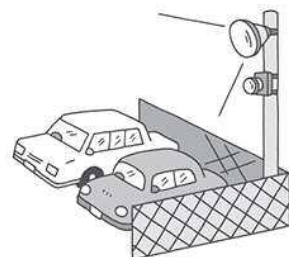
○住宅を対象とした侵入盗の防止【年間取組事項】

- ・短時間の外出、在宅中、就寝中を問わず、窓やドアのカギをかけましょう。
- ・窓やドアはツーロックにし、窓には補助錠を取り付けましょう。
- ・留守がわからないように、新聞や郵便物、洗濯物を放置せず、夕方の外出時は門灯や室内灯をつけましょう。
- ・センサーライトや防犯カメラ等の防犯設備を活用しましょう。
- ・「CP 建物部品」でドア、窓、面格子を強化しましょう。
- ・不審者を寄せ付けないよう、地域ぐるみで「あいさつ、声かけ」運動を広げましょう。



○自動車盗の防止

- ・車両から離れるときは、短時間であっても「キーを抜く」「ドアロックをする」を徹底しましょう。
- ・車両には警報機やイモビライザ、ハンドル固定装置、タイヤロック等の盗難防止装置を取り付けましょう。複数を組み合わせると効果的です。
- ・照明や防犯カメラなど防犯対策がとられた駐車場を選びましょう。



○特殊詐欺の被害防止

- ・保険料や医療費等の還付金はATMで返還手続きをすることは絶対にありません。
- ・子どもや孫から「電話番号が変わった」などと連絡があったら、必ず変更前の番号にかけて確認をするなど、必ず正しい連絡先を自分で調べる習慣を持ちましょう。
- ・お金の要求には、「呼び出しに応じない」「知らない人に手渡さない」「郵送等しない」を徹底しましょう。また、キャッシュカードの暗証番号を第三者に伝えたり、カードを渡さないようにしましょう。
- ・有料サイト等の閲覧未納料を請求するメールに記載された連絡先には電話しないようにしましょう。
- ・言葉巧みな犯人と会話をしないで済むように、在宅時でも留守番電話に設定しておきましょう（犯人は声の録音を嫌がり、電話をきります）。
- ・電話の近くに連絡表（相談する家族や警察署電話番号）を貼っておきましょう。

